

愛媛県青少年保護条例運営要領

(昭和42年12月 5 日制定)

1 目的

この要領は、愛媛県青少年保護条例（昭和40年10月 6 日条例第20号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するために必要な事項を定めるものである。

2 運営の基本理念

この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある種々の行為から青少年を保護することを目的として制定されたもので、すべてのおとながお互いにその生活態度を反省、自粛し、その自覚と責任において青少年を健全に育成しようとするものである。したがって、これが運営にあたっては特に次のことに留意するものとする。

- (1) この条例は、青少年そのものを取り締まるものではなく、すべてのおとなが、社会人としての共通な連帯意識と責任において、その姿勢を正し、青少年の指導にあたる自粛自戒の柱とするものであり、常に相互理解と協調の精神をもって運用にあたること。
- (2) この条例の中には、憲法に保障された表現の自由、職業の自由その他の自由権についての規定に関係するところが多いので、運用にあたっては充分慎重を期するとともに、広く県民及び関係機関団体に対し、趣旨の普及徹底をはかり、積極的な協力を求めて実効を期するように努めること。

3 運営の体制

- ① 愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月 5 日告示第1050号）に基づき設置されている愛媛県青少年保護審議会については、条例の実施に関し必要な事項を調査審議し、条例の適正な運用を図るものとする。
- ② 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課を主管課として、知事部局の関係各部課、県教育委員会及び県警察本部の関係各部課と連携し、市町、青少年関係機関及び関係団体の協力を求めて、適正かつ円滑な運営を図るものとする。

4 関係機関の担当事項

- (1) 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課
 - ① 総合企画に関する事項
 - ② 関係機関、団体との連絡調整に関する事項
 - ③ 愛媛県青少年保護審議会に関する事項
 - ④ 条例の趣旨普及及び指導に関する事項
 - ⑤ 指定、命令及び公表並びに異議申立てに関する事項
 - ⑥ 立入調査員の証の交付に関する事項
 - ⑦ 立入調査に関する事項
 - ⑧ 資料の収集に関する事項

- ⑨ その他条例施行に関し他の機関に属しない事項
 - (2) 保健福祉部健康衛生局業務衛生課
 - ① 条例の趣旨普及及び関係機関、団体の指導に関する事項
 - ② 立入調査に関する事項
 - ③ 資料の収集に関する事項
 - (3) 県教育委員会
 - ① 条例の趣旨普及及び関係機関、団体の指導に関する事項
 - ② 立入調査に関する事項
 - ③ 資料の収集に関する事項
 - (4) 県警察本部
 - ① 条例の趣旨普及及び関係機関、団体の指導に関する事項
 - ② 立入調査に関する事項
 - ③ 資料の収集に関する事項
 - ④ 条例違反事件の処理に関する事項
 - (5) 地方局
 - ① 関係出先機関との連絡調整に関する事項
 - ② 条例の趣旨普及及び市町との連絡調整に関する事項
 - ③ 自動販売機等の届出事務に関する事項
 - ④ 違反業者等に対する指示又は勧告に関する事項
 - ⑤ 措置命令等の要求に関する事項
 - ⑥ 立入調査員の証の交付に関する事項
 - ⑦ 立入調査に関する事項（支局管内含む）
 - ⑧ 資料の収集及び報告に関する事項
 - (6) 保健所
 - ① 条例の趣旨普及に関する事項
 - ② 立入調査に関する事項
 - ③ 資料の収集に関する事項
 - (7) 県立高等学校（県立中等教育学校含む）
 - ① 条例の趣旨普及に関する事項
 - ② 立入調査に関する事項
 - ③ 通報連絡に関する事項
 - (8) 警察署
 - ① 条例の趣旨普及及び関係機関、団体の指導に関する事項
 - ② 立入調査に関する事項
 - ③ 資料の収集及び報告に関する事項
 - ④ 条例違反事件の処理に関する事項
- 5 事務処理方法
- (1) 届出
 - ① 届出の受理事務は、自動販売機等の設置場所を管轄する地方局長が行う。なお、自動販売機等の設置等の届出を行う者は支局担当室を通じ届出書等を地方局長へ提出することができる。
 - ② 地方局長は届出事項及び添付書類を確認のうえ届出者に対し届出書に届出済印を押印し、届出書の写し及び届出済証を直接又は支局担当

室を通じて各一部交付するとともに、自動販売機等正面の見やすい位置に届出済証をはり付けるよう指導することとする。ただし、廃止の場合は、届出済証は交付しないこととする。

- ③ 地方局長は、届出を受理したときは、速やかに福祉政策統括監へ届出書及び添付書類の写しを1部送付することとする。
- ④ 地方局長は、届出者が届出済証を破り、汚し、又は失ったときは、届出済証再交付申請書（様式第1号）を直接又は支局担当室を通じて提出させることにより、再交付することとする。

(2) 指示又は勧告

- ① 支局担当室長は、関係業者等の条例違反事項を知ったときは、速やかに総務県民課長を通じて地方局長に連絡することとする。
- ② 地方局長は、関係業者等の条例違反事項（条例第13条の10第1項及び第3項除く）を知ったときは、速やかにこれを是正するため指示又は勧告書（様式第2号）により、改善の通知をすることとする。
なお、条例第13条の10第1項及び第3項の関係業者等の条例違反事項については、報告書（様式第6号）により福祉政策統括監へ報告することとする。
- ③ 地方局長は、指示又は勧告をしたときは、その旨を福祉政策統括監に連絡することとする。
- ④ 福祉政策統括監は、条例第13条の10第1項及び第3項の関係業者等の条例違反事項について地方局長から報告があったときは、速やかにこれを是正するため勧告書（様式第2号）により、改善の通知をすることとする。

(3) 措置命令要求

地方局長は、関係業者等に対し指示又は勧告後、違反事項を是正しない場合、必要と認めるときは、措置命令要求書（様式第3号）により福祉政策統括監あて所要の措置命令を要求することとする。

(4) 措置命令

- ① 福祉政策統括監は、地方局長から措置命令要求書により要求通知があったときは、措置命令書（様式第4号）を地方局長に送付することとする。
- ② 地方局長は、措置命令書を受領したときは、直ちに関係業者等に対し直接又は郵送により通知することとする。
- ③ 地方局長は、措置命令の通知をしたときは、措置命令結果報告書（様式第5号）を福祉政策統括監に送付することとする。

(5) 公表

福祉政策統括監は、措置命令及び条例第13条の10第4項による勧告を行った場合、必要と認めるときは、これを公表することとする。

なお、条例第13条の12第2項による公表をしようとするときは、生きがい推進局長は条例に違反した関係業者等から、事前に意見を聴取することとする。

(6) 通報

関係機関は、関係団体その他から指定又は措置の要請若しくは通報を受けたとき、又は事実を発見し、必要があると認めるときは、速やかに直接男女参画・子育て支援課に通報するものとする。

(7) 立入調査・報告

① 立入調査員の指定等については、別に定める「愛媛県青少年保護施行規則に定める立入調査員の証の交付等に関する要領」によるものとする。

② 立入調査の実施については、別に定める「愛媛県青少年保護条例実施による立入調査等実施要領」によるものとする。

6 市町の協力

(1) 市町は、管内において条例の趣旨普及に協力すること。

(2) 市町は、市町民会議等を中心として地域青少年の保護育成のため、管内の青少年関係機関、学校、PTA、婦人団体、児童委員等と密接な連絡をとり、青少年の保護についての対策を講じ条例運営に積極的に協力すること。

様式第1号 届出済証再交付申請書

届出済証再交付申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	
愛媛県青少年保護条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第40号）第6条第4項に 基づき、次の自動販売機等について、届出済証の再交付を申請します。	
自動販売機等の設置届出受理番号 及 び 受 理 年 月 日	第 号 年 月 日
区 分 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 破 損 2 汚 損 3 紛 失
破 損 等 の 年 月 日	年 月 日
破 損 等 の 理 由	
備 考	

様式第2号 指示(勧告)書

第 号

指示(勧告)書

住所
氏名

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第○条第○項の規定により、次のとおり指示(勧告)する。

年 月 日

長 印

1 とるべき改善の内容

2 理由

3 改善時期

年 月 日まで

(注) この改善指示(勧告)に不審があるときは、当局(愛媛県 課
電話 - -)に照会してください。

様式第3号 措置命令要求書

第 号 年 月 日	
福祉政策統括監 様 地方局長 措置命令要求書 次のとおり愛媛県青少年保護条例第○条第○項による措置命令が必要となったので要求します。	
措 置 命 令 の	相 手 方 氏 名
	同 住 所
	電話番号
対象店舗等又は自動販売機等の設置場所及び届出受理番号並びに届出受理年月日	
と る べ き 措 置 の 内 容	
要 求 す る 理 由	
措 置 期 限	
年 月 日 時まで	
備 考	

様式第4号 措置命令書

愛媛県達 第 号
住所 氏名
愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第○条第○項の規定により、次のとおり措置をとることを命ずる。
年 月 日
愛媛県知事 印
1 とるべき措置の内容
2 理由
3 措置期限
年 月 日 時まで
(教示)
1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して異議申立てをすることができます。
2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号 措置命令結果報告書

第 号 年 月 日		
福祉政策統括監 様		
地方局長		
措置命令結果報告書		
年 月 日付愛媛県達〇〇第 号の措置命令の結果は次のとおりであったので報告します。		
通	日 時 場 所	年 月 日 時
知	相 手 方 氏 名	
の	同 住 所	電話番号
措 置 命 令 の	内 容	
の	結 果	
と る べ き 今 後 の 対 策		
備	考	

様式第 6 号 条例違反事業者報告書

		第 号 年 月 日
福祉政策統括監 様		地方局長
条例違反事業者報告書		
次のとおり愛媛県青少年保護条例第○条第○項による違反があったので報告します。		
条 例 違 反 の 備	事 業 者 名	
	代 表 者 名	
	同 住 所	電話番号
	販 売 店 舗 の 住 所	電話番号
	内 容	
備 考		